

(別紙約款 1)

住宅瑕疵担保責任保険

組合施行による市街地再開発事業、マンション建替事業

または防災街区整備事業の権利変換に係る特約条項

平成21年1月16日
国土交通大臣 認可

平成21年10月29日
改定1

平成24年1月4日
改定2

平成26年1月24日
改定3



ハウスプラス住宅保証株式会社

住宅瑕疵担保責任保険
組合施行による市街地再開発事業、マンション建替
事業または防災街区整備事業の権利変換に係る特約条項

(特約の適用条件)

第1条 この特約は、被保険者が、以下に掲げる組合との新築住宅の建設工事請負契約において、当該組合が解散した日以後において、権利床取得者に対しても住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条第4号に規定する特定住宅瑕疵担保責任と同等の責任を負う場合に適用します。

(用語の定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法第2条第1項に定める第一種市街地再開発事業をいいます。

(2) マンション建替事業

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）第2条第4項に定めるマンション建替事業をいいます。

(3) 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」といいます。）第2条第5項に定める整備事業をいいます。

(4) 組合

都市再開発法第2条の2第2項に規定する市街地再開発組合、マンション建替法第5条第1項に規定するマンション建替組合または密集市街地整備法第119条第2項に規定する防災街区整備事業組合をいいます。

(5) 組合の解散

都市再開発法第45条第1項第3号、マンション建替法第38条第1項第3号または密集市街地整備法第163条第1項第3号に規定する事業の完成により組合を解散することをいいます。

(6) 権利床取得者

市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業、マンション建替組合が施行するマンション建替事業または防災街区整備事業組合が施行する防災街区整備事業に係る権利変換計画において、付保住宅である床を取得することとされている者をいいます。

(組合の解散の通知)

第3条 前条(5)の場合には、組合は解散までの間に解散の日および権利床取得者を当社に通知することとします。

(普通保険約款との関係)

第4条 第1条の場合においては、普通保険約款の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは「権利床取得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金を支払わない場合) 第4条
- (3) (損害の範囲) 第5条
- (4) (告知義務) 第7条
- (5) (保険事故の発生) 第11条
- (6) (発注者等の直接請求権) 第14条
- (7) (保険契約の変更または解除) 第19条

2 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

(他の特約との関係)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通保険約款に転売特約条項が付帯される場合、普通保険約款の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは「権利床取得者または転得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金を支払わない場合) 第4条
- (3) (損害の範囲) 第5条
- (4) (告知義務) 第7条
- (5) (保険事故の発生) 第11条
- (6) (発注者等の直接請求権) 第14条
- (7) (保険契約の変更または解除) 第19条

2 前項の場合において、転売特約条項第1条第1項第2号に規定する転得者には、権利床取得者の特定承継人(その特定承継人を含みます。)を含むものとします。

3 第1項の場合において、転売特約条項第3条第2項の規定にかかわらず、組合の解散後の転売特約条項の適用について組合の承諾があったものとみなします。

4 前3項に規定するもののほか転売特約条項が、この特約と矛盾する場合には、この特約を優先して適用します。